

2023 年 2 月 1 日

加入希望のみなさま

協同組合日本イラストレーション協会

加入審査において用いる確定申告書の職業欄表記基準について

平素より皆様からのご支援ご協力に厚く御礼申し上げます。

協同組合日本イラストレーション協会（JILLA、以下「協会」）は、お陰様で 2008 年の設立以来、多くの皆様から加入のお申し込みをいただいております、現在「イラストレーション作品の制作を行う小規模事業者」3,300 人余り（法人事業者を含む）によって構成される組織となりました。

一方で、イラストレーションそのものの拡がりや加入を希望される皆様のジャンルが多様化していることから、協会では、時代に趨勢を踏まえつつ組合員資格の再検証を行ったところです。

その結果として別紙のとおり協会の加入審査において用いる基準（以下「本基準」）をとりまとめましたのでここにお知らせいたします。

これから協会加入をご検討中の皆様におかれましては、確定申告および加入申請の際のご参考となれば幸甚に存じます。

組合員・役職員一同、皆様とともに活動できることを心から楽しみにしております。

（留意事項）

本基準は、現段階における協会運営上の必要により独自に作成し、理事会において決定したものです。

本基準は、税務当局および文芸美術国民健康保険組合を含む関係諸機関の了承、共有、指導、指示などを得て定めたものではありません。

本基準は、協会加入審査においてのみ使用します。また、イラストレーションの社会一般的な範囲を定めたり、作品の質、志向、優劣を評価するものではなく、職業に関する呼称や表記の自由を妨げるものではありません。

本基準におけるナンバリングおよび表記は順不同であり、審査における優先順位等を示すものではありません。

本基準の他用途への流用または無断で転載することは、謹んでお断りいたします。

加入審査において用いる確定申告書の職業欄表記基準

2023 年 2 月 1 日

協同組合日本イラストレーション協会

協会加入審査においては、確定申告書の職業欄表記を下記のとおり取り扱います。

なお、同欄において下記【1】【2】の表記がなされていても、【3】のいずれかに該当する場合は、「組合員資格を満たさないと見込まれるもの」とします。

記

【1】組合員資格があると見込まれるもの

1	イラストレーション制作・イラスト制作
2	イラストレーター
3	アニメーター
4	デザイナー
5	デザイン業
6	デザイン制作
7	エディトリアルデザイナー
8	キャラクターデザイナー
9	グラフィックデザイナー
10	パッケージデザイナー
11	広告デザイナー
12	CG デザイナー
13	DTP デザイナー
14	WEB デザイナー
15	「サービス業（デザイン）」 ※会計ソフトの選択肢によるもの
16	画家
17	絵本作家
18	原画師
19	挿絵家
20	美術・絵画修復家
21	装丁画家
22	背景画家
23	版画家
24	漫画家

（次頁に続く）

【2】組合員資格が含まれると見込まれるもの（資格事業の有無を精査します）

1	クリエイター
2	ゲームデザイナー
3	商業デザイナー
4	UI・UX デザイナー
5	アートディレクター・プロデューサー
6	クリエイティブディレクター・プロデューサー
7	WEB ディレクター・プロデューサー
8	コンセプトアーティスト
9	レタッチャー
10	絵師
11	編集者
12	漫画編集者

【3】組合員資格を満たさないと見込まれるもの

1	確定申告書の職業欄において上記【1】【2】に該当しないもの
2	被雇用者または副業と考えられるもの
3	事業売上が著しく少ないもの
4	職業、業務内容が空欄もしくは判然としないもの
5	書類不備その他の理由により組合員資格を満たすと判断できないもの

【4】その他

- ①再加入にあたっては、最新の審査基準を適用して審査を行います。
- ②加入申請書類、税務当局の受理証明、添付資料などの詳細については、弊社ホームページ内「加入のお申し込み」の項をご確認ください。
- ③本基準は毎年2月を目途として必要に応じて見直すことがあります。

以上